

熊本県農業共済組合

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定に基づき、全職員が働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間

2 内 容

計画Ⅰ 計画期間内における育児休業等の取得促進

【目標】育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。対象職員において、男性の育児休業（出生時育児休業含む）及び子の看護休暇の取得率80%以上を目標とする。

【当組合の現状】

過去5年間、対象職員においての取得率は約45%。

【対策】令和7年4月より、総務担当者会議等により説明するとともに、該当する職員に対し周知、促進を図り、職場復帰しやすい環境づくりを整備する。

計画Ⅱ 職員の時間外勤務及び休日勤務時間の削減

【目標】全職員1人当たり時間外勤務及び休日勤務の各月平均時間を5時間未満とする。

【当組合の現状】

全職員1人当たり時間外勤務及び休日勤務の各月平均時間は約7時間。

【対策】令和7年4月より、総務担当者会議等にて、過去行ってきた「ノー残業デー」のさらなる拡充を図る。また、各部署における業務状況を把握し、効率化や集約化等の取組を実施する。